

### 三 大学の質の向上のための制度改革

#### (一) 設置認可制度の的確な運用

文部科学大臣による公私立大学の設置認可に当たっては、学識経験者などから構成される大学設置・学校法人審議会で申請が大学設置基準等の法令に適合しているかどうか専門的な見地から審査を行い、一定の教育研究水準が確保されていると認められたものについて、文部科学大臣が認可を行う。こうした設置認可制度の仕組は、我が国の大学の教育研究水準を確保する上で重要な役割を果たしている。

設置後の大学については、学問の進展や社会の変化・ニーズに機動的・弾力的に対応して組織改編を行うことが重要である。このため、平成一五年度から、大学が授与する学位の種類及び分野を変更しない場合には、届出により学部・学科などを設置できる制度を導入している（学校教育法第四条第二項）。平成二〇年度開設の大学新設及び学部等の

設置については、認可・届出の総数三三七件中、届出が二五二件（届出件数については平成一九年一月末現在）を占めており、届出制が積極的に活用されている。なお、学部などの設置の届出に際して事前の審査は行われぬが、法令に適合しない届出があった場合には、文部科学大臣が必要な措置を講じるよう命令できる仕組となっている。

一方、近年では、申請書類に虚偽の内容を含んでいた事例や、株式会社が設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を初めて行う事態、また、平成一九年度の大学設置・学校法人審議会による審査においては、準備不足や、設置の趣旨等の大学の設置に関する基本的理解を欠くのではないかとの懸念がもたれる内容の申請がなされ、一一件の事態を受け同審議会会長より、平成一九年一月二七日付で「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方にに基づき、大幅に弾力化された設置審査が行われてきてい

るが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧されることから、各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい」旨のコメントがなされた。また、同コメントにおいては、文部科学省に対しても、基準を明確化し適正な審査を行うため、「大学院大学のハード面などの基準の明確化」などについて検討を期待する旨の言及もなされた。

今後も、上記コメントの趣旨を踏まえ申請者と信頼関係を構築すると共に、学習者の保護や国際的通用性の保持の観点に立ち、「大学の質」を保証するため、基準の明確化も含め、設置認可制度を適切に運用する必要がある。

## (二) 認証評価制度

平成一六年度から、国公立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）がその教育研究などの状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関という。）から評価を受ける制度を導入した。この制度は、

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることによって、大学等の教育研究活動などの質の向上を目的とするものである。

なお、この制度で実施する評価には次の二種類がある。

- ・大学等の総合的な状況の評価  
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、七年以内ごとに評価する。

- ・専門職大学院の教育研究活動の評価

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、五年以内ごとに評価する。

この評価制度の特色としては、

- ・各認証評価機関が自ら定める評価基準に従って評価を実施すること

- ・大学等が複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択すること

が挙げられる。これらにより、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大学等の個性を活かした評価を行うことを可能としている。

なお、文部科学大臣による評価機関の認証は、認証を申

請する者について、評価の基準、方法、体制などが一定の基準（認証基準）に適合すると認められる場合に、中央教育審議会で審議した上で認証しており、平成一九年一月

までに七機関の認証を行っている。また、これらの認証評価機関は一三八大学、七七短期大学、三六高等専門学校、六法科大学院に対して評価が実施され、その結果を公表した。

今後は、これら認証評価機関による評価によって、大学の質が保証されるとともに、大学等の教育研究活動の活性化や個性輝く大学づくりが、より一層推進されることが期待されている。

また、大学がその社会的責任を果たしていくためには、自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を不断に点検・評価し、自らの責任において自己改善へ努力していくことが基本となることから、認証評価制度とは別に、学校教育法において、全ての大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表することを義務付けているところである。

## (三) 国際的な高等教育の質保証

高等教育をめぐっては、学生や教員交流の進展、高度専門職業人等の各国間移動という国際的な人材流動性の高まりとともに、高等教育機関の海外分校の設置、外国の教育機関との連携による教育プログラムの開発・実施、eラーニングなどを通じた国境を越えた教育の提供など、国際的な大学間の競争と協働が進展しつつある。一方で、正規の大学等として認められていないにも関わらず、学位授与を標榜し、真正な学位と紛らわしい呼称を供与する業者（いわゆる「ディグリー・ミル」）が、世界的に問題となっており、文部科学省では平成一九年七月から九月にかけて調査〔真正な学位と紛らわしい呼称等についての大学における状況に係る実態調査〕を行い、一二月に調査結果等を公表するとともに各国公立大学長宛（短期大学含む）に通知した。

このような情勢の中、平成一七年に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）／OECD（経済協力開発機構）により、ディグリー・ミルや質の低い高等教育から学生などを保護するため、高等教育の質保証に関する国際的な協力を

の促進を目的とした、「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」が策定された。現在、ユネスコでは、「高等教育に関する情報ポータル」パイロット事業を行っており、日本も参加して高等教育の質保証に関する国際的な情報ネットワークの整備を進めている。

我が国としても、高等教育の国境を越えた展開に対応できるよう、平成一六年に必要な制度整備を行い、文部科学大臣が指定した外国大学等の日本校の課程を修了した者に、我が国の大学院等への入学資格を認めるなどするとともに、これらの課程において得た単位を我が国の大学等において認定できるようにした（平成二〇年一月現在、六つの教育施設が指定を受けている）。また、我が国の大学が外国において教育活動を行う場合、大学設置基準などを満たしているものについては我が国の大学の一部と位置付けることを可能とした。